四日市市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和８年７月３１日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第６７号

四日市市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

（趣旨）

第１条　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和３７年政令第１６号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和３７年建設省令第３号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（適用範囲）

第３条　この規則は、法第１５条第２項又は法第３４条第２項の規定により法第１２条第１項又は法第３０条第１項の許可を受けたものとみなされた宅地造成及び特定盛土等に関する工事に適用する。

（宅地造成等に関する工事の中間検査申請の添付資料）

第４条　法第１８条第１項の検査を申請しようとする者は、省令第４６条に規定する書類及び省令第７条第１項に規定する書類のうち検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した書類を添付しなければならない。

２　法第１５条第２項の規定により法第１２条第１項の許可を受けたものとみなされている宅地造成等に関する工事について、法第１８条第１項の検査の申請をしようとする者は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条に基づく許可書の写しを添付しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第５条　宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第１９条第１項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第１号様式）に、省令第４８条第１項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（特定盛土等に関する工事の中間検査申請の添付資料）

第６条　法第３７条第１項の検査を申請しようとする者は、省令第７６条に規定する書類及び省令第６３条第１項に規定する書類のうち検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した書類を添付しなければならない。

２　法第３４条第２項の規定により法第３０条第１項の許可を受けたものとみなされている特定盛土等に関する工事について、法第３７条第１項の検査の申請をしようとする者は、都市計画法第２９条に基づく許可書の写しを添付しなければならない。

（特定盛土等に関する工事の定期の報告）

第７条　特定盛土等に関する工事について、法第３８条第１項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第１号様式）に、省令第７８条第１項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（身分証明書の様式）

第８条　法第２４条第２項又は第４３条第２項において準用する法第７条第１項の証明書は身分証明書（第２号様式）とする。

（補足）

第９条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。

第１号様式（第５条、第７条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年　　月　　日

四日市市長　宛て

住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法　第 19 条第１項 / 第 38 条第１項　の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1　工事主住所及び氏名				
2　工事が施行される土地の所在地				
3　工事の許可年月日及び許可番号	年　月　日 四日市市指令開発　第　　号			
4　報告年月日	第１回目	第２回目	第３回目	第４回目
	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
5　報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6　報告の時点における盛土又は切土の面積	㎡	㎡	㎡	㎡
7　報告の時点における盛土又は切土の土量	㎥	㎥	㎥	㎥
8　報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9　擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10　鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11　地下に埋設する集水管、暗渠（きょ）、管渠（きょ）等の配置を完了したときの状況				

注　1　第５回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
　　2　報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに８欄から 11 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
　　3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第２号様式（第８条関係）

（表）

号

身　分　証　明　書

職　名
氏　名

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 24 条第 2 項又は第 43 条第 2 項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。

年　月　日

四日市市長　　印

（裏）

注　意　事　項

1　表記の権限を行使する際には、この証明書を必ず携帯して、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。

2　この証明書は、犯罪捜査のために使用しないこと。

(注)この身分証明書は、法第１５条第２項又は法第３４条第２項の規定により法第１２条第１項又は法第３０条第１項の許可を受けたものとみなされる工事に係る立入り検査にのみ用いる。

（都市整備部開発審査課）